

公 表 日

令和 2年 3月 17日

随意契約結果及び契約の内容

工事の名称	鹿児島3号東西道路シールドトンネル（下り線）新設工事
工事概要	別紙のとおり ただし、後工事を随意契約により締結する予定がある。
契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	支出負担行為担当官 九州地方整備局長 村山 一弥 福岡市博多区博多駅東2-10-7
契約年月日	令和 2年 3月 17日
契約業者名	鹿児島3号東西道路シールドトンネル（下り線）新設工事大成・大豊特定建設工事共同企業体 代表者 大成建設（株）
契約業者の住所	福岡県福岡市博多区住吉四丁目1番27号
契 約 金 額	38,596,800,000円（税込み）
予 定 価 格	38,597,174,000円（税込み）
随意契約によることとした理由	別紙のとおり
工 事 場 所	鹿児島県鹿児島市田上地内～鹿児島市上荒田地内
工 種 区 分	一般土木工事
工事期間（自）	令和 2年 3月 18日
工事期間（至）	令和 6年 3月 31日
備考	入札情報サービス（PPI） (http://www.i-ppi.jp/Search/Web/Koji/Keika/Search.aspx) にアクセスし、発注機関及び工事名を入力して検索することにより、契約過程に関する情報を閲覧可能である。

随 意 契 約 理 由 書

1. 件 名 鹿児島3号東西道路シールドトンネル（下り線）新設工事
2. 履 行 場 所 鹿児島県鹿児島市田上地内～鹿児島市上荒田地内
3. 随意契約の相手方 名 称 鹿児島3号東西道路シールドトンネル（下り線）新設工事
大成・大豊特定建設工事共同企業体
住 所 福岡県福岡市博多区住吉四丁目1番27号
電 話 092-475-5700
4. 随意契約適用法令 会計法第29条の3第4項及び
予算決算及び会計令102条の4第3号

5. 当該工事の目的・内容及び随意契約に付する理由

1) 当該工事の目的

本工事は、鹿児島東西道路事業（延長 3,350 m）の一環として、シールドトンネル（下り線）延長 2,319 mの新設工事を行うものである。

2) 当該工事の内容

トンネル工事延長 2, 3 1 9 m

3) 随意契約に付する理由

本工事は高度な技術力が必要であり、種々の課題に対して、施工者独自の高度な技術力が必要であることから発注にあたっては、設計段階から施工者独自のノウハウを取り入れる発注方式（技術提案・交渉方式（技術協力・施工（ECI）タイプ））を採用した。

設計段階から施工者が関与する技術提案・特定にあたっては、本業務を遂行するために必要な「技術協力業務に関する提案」、「施工に関する提案」において総合的に最も優れた提案が行われていた、鹿児島3号東西道路シールドトンネル（下り線）新設工事大成・大豊特定建設工事共同企業体を優先交渉権者とし、技術協力業務を契約するとともに工事の価格交渉等を行い交渉が成立したところである。

本工事は、この技術協力業務を反映した設計・施工計画に基づく工事を行うことから、技術提案者である鹿児島3号東西道路シールドトンネル（下り線）新設工事大成・大豊特定建設工事共同企業体が工事実施可能な唯一の者である。

よって、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令102条の4第3号により、鹿児島3号東西道路シールドトンネル（下り線）新設工事大成・大豊特定建設工事共同企業体と随意契約を締結するものである。

(随意契約理由書作成者)
道路部 道路工事課長